

地域材利用促進緊急利子助成事業

全国木材協同組合連合会

＜(株)日本政策金融公庫等からの資金の借り入れをお考えの林業者等の皆様へ＞

借入金の利子をサポートします！

(株)日本政策金融公庫等から森林施業の集約化・木材の加工・流通体制の改善のための資金を借り入れる場合に利子の一部を助成します。

1

こんなとき、助成を受けられます。

林業経営改善計画または合理化計画の認定を受けた方が、施業集約化・地域材利用の促進のため、経営規模の拡大・森林等の分散防止、地域材の加工・流通施設の整備に必要な資金を(株)日本政策金融公庫、民間金融機関から借り入れる場合です。

2

利子の助成額

利子の助成額は次の通りです。

貸付利率最大 **2** %分の利子

(※対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、その資金の貸付利率とします。)

3

利子助成期間

利子助成期間は償還終了時までです。

最長 **15** 年間



4

助成の対象者

助成の対象者は次の要件を満たす林業者等の皆さんです。

①林業経営改善計画または合理化計画の認定を受けた、裏頁の融資機関から対象資金の融通を受けた者

②適切な事業活動を継続することが確実なこと

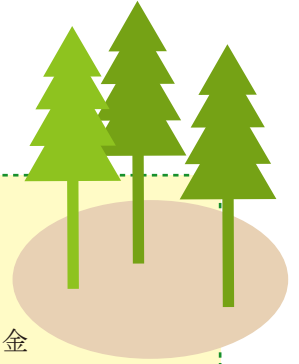
③森林施業の集約化および木材の加工・流通体制の改善に取り組んでいること

※林業者等：一定程度の森林を保有する者

5

融資機関

以下の融資機関の対象資金が助成の対象となります。



1 (株)日本政策金融公庫

対象資金

ア 森林取得資金

森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金

イ 農林漁業施設資金

林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金

2 次の民間金融機関

銀行／信用金庫／農業協同組合／農業協同組合連合会／信用協同組合／
農林中央金庫

対象資金

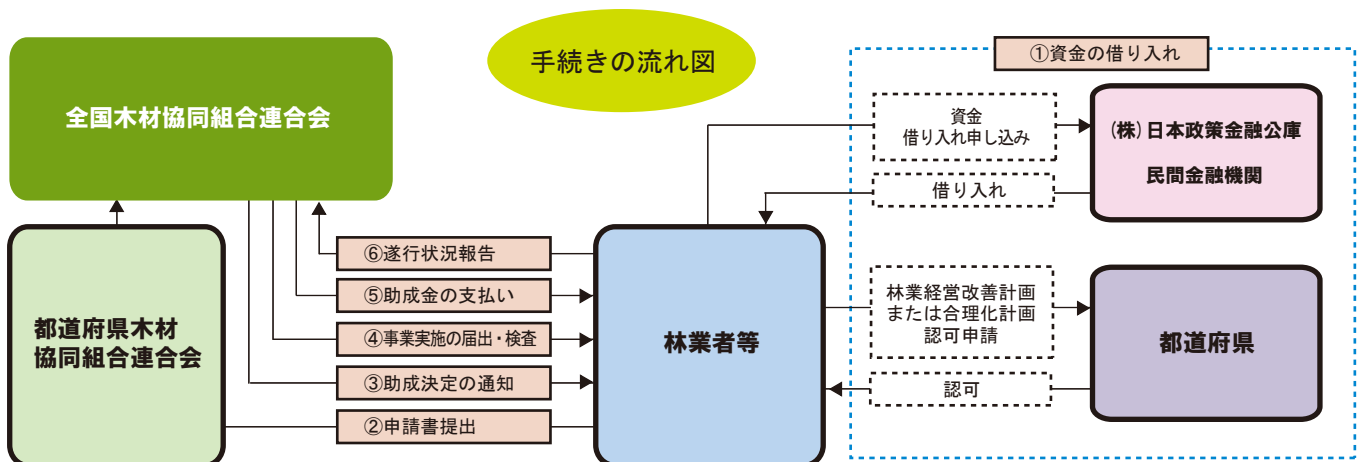
相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金

6

助成申請の手続き

助成申請から助成金の支払いまでの手続きは以下の通りです。

- ①林業者等は林業経営改善計画または合理化計画の認定を受け、(株)日本政策金融公庫、民間金融機関から資金を借り入れます。
- ②林業者等は、都道府県木材協同組合連合会を経由して、全国木材協同組合連合会（以下全木協連）に助成の申請をします。
- ③全木協連は申請内容を審査し、助成を決定した場合、林業者等に助成決定の通知を行います。
- ④全木協連は林業者等から事業実施の届出を受け、検査を行います。
- ⑤全木協連は林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫、民間金融機関への利息振込の証明書を確認して、助成金を林業者等に支払います。
- ⑥林業者等は毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告をしていただきます。



お問い合わせは

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田ビル6F TEL03-3580-3215

または

最寄りの都道府県木材協同組合連合会等まで